

改正

平成30年3月14日規則第2号

平成31年3月29日規則第17号

吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立スポーツグラウンド条例（平成19年吹田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第2条 スポーツグラウンドの開場時間は、次のとおりとする。

- (1) 中の島スポーツグラウンドの多目的グラウンドにあつては、午前9時から午後9時まで
- (2) 高野台スポーツグラウンドにあつては、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 3月1日から4月30日まで及び9月1日から11月30日までの各期間 午前7時から午後5時まで

イ 5月1日から8月31日までの期間 午前7時から午後7時まで

ウ 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで

- (3) 山田スポーツグラウンドにあつては、午前9時から午後5時まで

- (4) その他の施設にあつては、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 3月1日から11月30日までの期間 午前7時から午後9時まで

イ 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後9時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開場時間を短縮し、又は延長することができる。

(休場日等)

第3条 スポーツグラウンドの休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(専用使用の申請)

第4条 スポーツグラウンドの施設を専用使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した専用使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「氏名等」という。）

(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）

2 前項の規定による申請は、使用しようとする者の住所（団体にあつては、所在地）が市内にある場合に限り、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の前月の1日から12日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 使用日の属する月の前月の12日を過ぎてもスポーツグラウンドの施設を専用使用しようとする者がいないときは、第1項の規定による申請は、同月の14日以後においても行うことができる。

（専用使用許可書の交付及び提示）

第5条 市長は、専用使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により使用を許可する者を決定するものとする。

(1) 前条第2項の規定による申請 使用日の属する月の前月13日に行う抽選

(2) 前条第3項の規定による申請 専用使用許可申請書を受け付けた順

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、使用を許可する者に専用使用許可書を交付するものとする。この場合において、管理上必要があると認めるときは、必要な条件を付するものとする。

3 専用使用許可書の交付を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、当該施設を使用する際にその専用使用許可書を提示しなければならない。

（個人使用の申請）

第6条 スポーツグラウンドの施設の個人使用（他の使用者と共用して個人で使用するをいう。以下同じ。）をしようとする者は、使用しようとする日の当日に、個人使用簿に必要事項を記載することにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（使用区分の割振り）

第7条 スポーツグラウンドの施設の専用使用又は個人使用ができる日時は、市長が別に定め、スポーツグラウンドの掲示板に掲示するとともに、その他の適切な方法により周知するものとする。

（専用使用の回数）

第8条 スポーツグラウンドの施設を専用使用することができる回数は、市長が別に定める。

（特別の設備の設置等）

第9条 スポーツグラウンドの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の

器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がその提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定に係る費用は、全て当該設置し、又は使用しようとする者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(専用使用の取消し)

第10条 専用使用者は、スポーツグラウンドの施設の専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した専用使用取消届に専用使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等

(3) 取消しの理由

(ナイター設備の点灯時間帯等)

第11条 条例別表の備考第3項に規定する市長が定める点灯時間帯は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間帯とし、同項に規定する市長が定める使用料は、野球場にあっては30分につき2,000円とし、多目的グラウンド又はテニスコートにあっては30分につき250円とする。

(1) 4月1日から同月30日まで及び8月16日から9月15日までの各期間 午後6時から午後9時まで

(2) 5月1日から同月31日まで及び8月1日から同月15日までの各期間 午後6時30分から午後9時まで

(3) 6月1日から7月31日までの期間 午後7時から午後9時まで

(4) 9月16日から同月30日までの期間 午後5時30分から午後9時まで

(5) 10月1日から翌年の3月31日までの期間 午後5時から午後9時まで

(使用料の減額又は免除)

第12条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用で使用する場合

(2) その他市長が特に必要があると認める場合

2 前項の場合において、減額し、又は免除する使用料の額は、市長が別に定める。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を専用使用許可申請書に添付しなければならない。ただし、市長が適当と認める者において

は、必要な書類を提示することで足りるものとする。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由

(使用料の還付)

第13条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 専用使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割
- (2) 専用使用者が使用日の10日前までに専用使用取消届を提出した場合 既納使用料の10割
- (3) 専用使用者が使用日の3日前までに専用使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に専用使用許可書及び専用使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等

(使用者の守るべき事項)

第14条 使用の許可を受けた者（第24条第3号を除き、以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(立入りの要求)

第15条 職員がスポーツグラウンドの管理上必要がある場合において施設への立入りを要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第16条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第17条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てそ

の指示を受けなければならない。

(他の規則による使用許可申請等)

第18条 この規則の規定にかかわらず、吹田市スポーツ施設情報システムの利用に関する規則（平成28年吹田市規則第45号）に定める登録者に係る使用許可申請等の手続については、同規則の定めるところによる。

(指定管理者の指定)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第20条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第21条 指定管理者は、市民がスポーツグラウンドの施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 条例第10条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第10条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第23条 指定管理者がスポーツグラウンドの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条、第9条第1項及び第3項、第10条並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第24条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 施設の運営に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(3) 施設の利用者 1人以内

(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第25条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第26条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第27条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第28条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第29条 選定委員会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(申請書等の様式)

第30条 この規則に規定する申請書等の様式は、都市魅力部長が定める。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、スポーツグラウンドの管理運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に吹田市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則（平成28年吹田市教育委員会規則第11号）による廃止前の吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則（平成19年吹田市教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年3月14日規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年4月1日から同月30日までの期間に係る中の島スポーツグラウンドの多目的グラウンドの専用使用の許可は、同月1日から申請を受け付けた順序により行う。

附 則（平成31年3月29日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。